

地域安全推進指導員及び職域安全推進連絡員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月10日

広島県公安委員会

委員長 田 中 秀 和

広島県公安委員会規則第1号

地域安全推進指導員及び職域安全推進連絡員に関する規則の一部を改正する規則

地域安全推進指導員及び職域安全推進連絡員に関する規則（平成15年広島県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「平成」を削り、同様式備考3中「横20ミリメートル」を「横24ミリメートル」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この公安委員会規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この公安委員会規則による改正前の別記様式第1号及び別記様式第2号による様式により作成された身分証明書で、この公安委員会規則の施行の際に現に効力を有するものは、この公安委員会規則による改正後の別記様式第1号及び別記様式第2号による様式により作成されたものとみなす。